

石運輸旅第775号の2
令和5年3月17日

旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引等に関する協力について

標記について、別添のとおり北陸信越運輸局長から通知があったので、
了知願います。

北信交旅第859号
令和5年3月14日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長
〔公印省略〕

精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引等に関する協力について

標記について、自動車局長より別紙（令和5年3月8日付け国自旅第494号）のとおり通達があったので、了知するとともに、関係者あて周知されたい。

国自旅第494号
令和5年3月8日

北陸信越運輸局長 殿

自動車局長

精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引等に関する協力について

標記について、総合政策局より別添1のとおり協力依頼があったことを踏まえ、管内の旅客自動車運送事業者に対し、あらゆる機会を捉え精神障害者についても身体障害者等を対象として実施している各種運賃割引等の適用の対象とすること等について検討するよう、理解と協力を求めるなど、所要の措置を講じられたい。

なお、管内の旅客自動車運送事業者に対しては、身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対する運賃割引に係る減収分について、運賃改定時における収入原価算定に盛り込むことが可能な旨を申し添えること。

国総バ第131号
令和5年2月21日

自動車局長 殿

総合政策局長
(押印省略)

精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引に関する要請について (依頼)

国土交通省では、公共交通の各モードにおいて精神障害者に対する運賃割引が導入されるよう、令和元年第198国会の衆・参両院における「精神障害者の交通運賃に関する請願」の採択以降も、事業者各社や業界団体に対して理解と協力を求めてきたところであり、この結果、一部のモードにおいては約9割（事業者数ベース）の事業者で割引が導入されるなど一定の進捗が見られるに至っている。

しかしながら、他のモードにおいては、事業規模の大きい事業者でほとんど導入が進んでいない状況や、導入した事業者が5割（同）を下回っている状況等があることから、現行の障害者の権利に関する条約及び障害者基本法における位置づけを踏まえて、精神障害者による公共交通の円滑な利用を確保するためには、国土交通省として、身体障害者及び知的障害者に対して導入されているものと同様の運賃割引についてその導入を更に促進していくことが極めて重要な課題となっている。

このため、貴職におかれては、所管するモードにおいて精神障害者に対する運賃割引を導入する事業者が一層拡大するよう、事業者各社や業界団体に対して、導入すべき必要性や先行する他社の事例、割引分に係る運賃算定上の扱い等についてあらためて丁寧に説明して理解と協力を求めるなど、所要の措置を講じられたい。

国自旅第494号の2
令和5年3月8日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引等に関する協力について（依頼）

今般、精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引の実施状況について、別添のとおり取りまとめが行われた結果、割引を実施している事業者は増加傾向にあるが、依然として半数程度の事業者が未実施の状況となっています。

これを踏まえ、この度各地方運輸局等に対して、精神障害者についても身体障害者等を対象として実施している各種運賃割引等の適用の対象とすること等を管内旅客自動車運送事業者に検討するよう協力する旨の依頼を、別添のとおり発出したことについてご了知いただきますようお願い致します。

国自旅第494号の3
令和5年3月8日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引等に関する協力について（依頼）

今般、精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引の実施状況について、別添のとおり取りまとめが行われた結果、割引を実施している事業者は増加傾向にあるが、依然として半数程度の事業者が未実施の状況となっています。

これを踏まえ、この度各地方運輸局等に対して、精神障害者についても身体障害者等を対象として実施している各種運賃割引等の適用の対象とすること等を管内旅客自動車運送事業者に検討するよう協力する旨の依頼を、別添のとおり発出したことについてご了知いただきますようお願い致します。

国自旅第494号の3
令和5年3月8日

一般社団法人全国個人タクシー協会会長 殿

国土交通省自動車局長

精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引等に関する協力について（依頼）

今般、精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引の実施状況について、別添のとおり取りまとめが行われた結果、割引を実施している事業者は増加傾向にあるが、依然として半数程度の事業者が未実施の状況となっています。

これを踏まえ、この度各地方運輸局等に対して、精神障害者についても身体障害者等を対象として実施している各種運賃割引等の適用の対象とすること等を管内旅客自動車運送事業者に検討するよう協力する旨の依頼を、別添のとおり発出したことについてご了知いただきますようお願い致します。

国自旅第494号の3
令和5年3月8日

一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引等に関する協力について（依頼）

今般、精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引の実施状況について、別添のとおり取りまとめが行われた結果、割引を実施している事業者は増加傾向にあるが、依然として半数程度の事業者が未実施の状況となっています。

これを踏まえ、この度各地方運輸局等に対して、精神障害者についても身体障害者等を対象として実施している各種運賃割引等の適用の対象とすること等を管内旅客自動車運送事業者に検討するよう協力する旨の依頼を、別添のとおり発出したことについてご了知いただきますようお願い致します。

各公共交通機関における精神障害者割引の導入事業者数（令和4年4月1日現在）

	公営事業者		民営事業者		計		導入率
	導入事業者	総事業者	導入事業者	総事業者	導入事業者	総事業者	
鉄軌道事業	11者	11者	92者	164者	103者	175者	58.9%
乗合バス事業（※1）	21者	23者	909者	2,354者	930者	2,377者	39.1%
旅客船事業	44者	58者	208者	326者	252者	384者	65.6%
航空事業	0者	0者	18者	21者	18者	21者	85.7%

	法人（※2）		個人		計		導入率
	導入事業者	総事業者	導入事業者	総事業者	導入事業者	総事業者	
タクシー事業（※1）	4,111者	16,948者	19,100者	28,435者	23,211者	45,383者	51.1%

※1 乗合バス事業・タクシー事業の事業者数は令和4年3月31日現在の数字。

※2 タクシー事業の法人事業者数は、福祉限定事業者も含まれる。

各公共交通機関における精神障害者割引の導入率の推移

